

2022年11月11日

各位

会社名 株式会社TVE
代表者名 代表取締役 笹野 幸明
(コード：6466 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 飯田 明彦
(TEL. 06-6416-1184)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月23日開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、監督と執行の分離を進め、業務執行に係る迅速な意思決定と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。今般、取締役会の監督機能の向上と機動的な執行体制を構築する一環として、取締役と執行役員の役割および責任をより明確化するために、所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年12月23日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年12月23日(予定)

以上

別紙

変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数選定されているときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従う。</u></p> <p>②<u>代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>②当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第17条～第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>	<p>第17条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>（執行役員）</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって執行役員をおくことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>②会社と執行役員の関係は、別途定める規程によるものとする。</p> <p>第25条、第26条 （条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第28条～第44条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>②<u>代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>（執行役員）</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、<u>当会社の業務を分担して執行することができる。</u></p> <p>②<u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長執行役員1名を選定する。</u></p> <p>③<u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から、副社長その他役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>④<u>会社と執行役員の関係は、別途定める規程によるものとする。</u></p> <p>第25条、第26条 （現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>②<u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第28条～第44条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. <u>2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>